

産業医学推進研究会理事会殿

産業医学推進研究会のあり方に関する検討委員会答申

「産業医学推進研究会のあり方に関する検討委員会」(以下 H20 委員会)は、平成 9 年に検討・答申された「産業医学推進研究会のあり方に関する検討委員会」(以下 H9 委員会)で平成 19 年までの展望と方向性を提示していることを受け、「産業医学推進研究会(以下産推研)の次の時代の展望と方向性について検討し、産推研内部の現在の課題を明らかにし、その解決方法およびあるべき姿について審議する」ことを目的に、産推研理事会のもとに平成 17 年 4 月に設置されたものである。これに先立ち平成 16 年度に産推研関東地方会においても「今後の関東地方会のあり方に関する検討会」(以下関東委員会)が開催され、検討の結果から産推研全体の課題について産推研理事会に提示されたため、その課題についての検討も同時に委嘱され審議している。

H20 委員会では、平成 17 年 11 月 16 日の中間答申を経て、関係する医学部同窓会や樺風会の動向も踏まえて、検討を重ねた結果、ここに下記の答申を行うこととする。

記

1. 産推研の現在までの経緯の確認
2. 中間答申による提案事項の事後経過
3. 今後の産推研のあり方について
4. 速やかに行動すべき事項(理事会への要請事項)

1. 産推研の現在までの経緯の確認(中間答申から再掲)

①設立当時は、まだ社会的認知も少なく先達も乏しい専属産業医となった卒業生を中心にして、同窓の産業医が交流し、互いの状況を理解し励まし、産業医活動や産業医学研究の希望や期待を新たに作る場所であった。各自の研究発表を通じてスキルやノウハウの交換を行い、座談会等の産業医に関する意見交換が大学教員を交えて真剣に行っていた。第 1 回研究会は平成元年 10 月 21 日に後楽園会館で参加者 29 名、第 2 回は平成 2 年 10 月 20 日に富士フォーラムで参加者 38 名、第 3 回は平成 3 年 11 月 1 日にサンピア日立で参加者 45 名、と順次開催された。第一回から学長・副学長を始めとする大学教員や大学理事長および産業医学振興財団理事長が出席していたことから、産業医大と周辺が大いなる期待を寄せていたことがわかる。

②その後は毎年研究会を開催するなか、会員が増加しネットワークは拡大していった。この拡大に伴って、会員による書籍の出版・学術発表・会員の公的組織や外部団体での活躍が増えることとなった。これらが産推研自

体の認知度向上や産業医大自体の評価向上については就職先の拡大などにつながってきた。同時に、産推研に対する外部からの羨望も顕著になったが、予算面などで大学や財団法人および同窓会に頼っていたことから、体外的には産推研は同窓生の集まりであることを説明してきた。これらの動きと卒業生増加、特に A/B コース修了者の産業医就職に伴い、有志の自発的研究会から、後輩のために先輩が研修やノウハウを提供する会へと性格が変わってきた。

③過去の対外的な説明、産業医科大学や産業医学振興財団からの多額の金銭的支援を考慮すれば、産推研の産業医大以外への完全オープン化は考えられず、卒業生のための会であるべきことは明白である。学外からの羨望や不快感を払拭し、学内臨床医等からも奇異に思われないためには、同窓会との関係を強化すべきであったことから、産推研理事会には医学部同窓会長および櫻風会からの代表に参加していただいている。

④産推研の規約類は、全て後付けで作成してきており、これまで抜本的な整合性確保作業を行っていなかったが、産推研の基本的立場(会則第 3 条「本会は、会員相互の医学的知識の向上及び親睦を図るとともに、産業医学に関する進歩発展並びにその普及に寄与することを目的とする。」)を損なわない範囲で、改善すべき点は会則改訂などをこれまでも行ってきた。

2. 中間答申による提案事項の事後経過

中間答申を踏まえて現在までに、可能な対応が行われることとなった。特に尚一層の議論が必要とされた部分は集中的に議論し、必要があれば組織の改正も行うこととされた。

①産推研とは誰の誰による誰のための会かという定義を明確にする

H9 委員会が提示した同窓会との関係を、保健師である会員が増えてきたことから、専攻科・産業保健学部を含めて改めて定義する必要が高くなった。その際、医師と保健職と一緒に活動する意義は高いため、環境部門も含めた all 産業医大の活動につながる形態を考えることが望ましいということで、まずは、卒業生の卒業生による卒業生のための会であるということを明確にし、組織の持ち方をそれまでと変えていくことが中間答申で提案された。

その後の対応の第一段階として、産推研の地方会がある地区から、産推研の協力で医学部同窓会に地方支部を設置することが医学部同窓会で決定され、関東・関西・九州地方支部長が任命(候補者は産推研から推薦し同窓会評議員委嘱)された。あわせて産推研会長が医学部同窓会理事を委嘱された。今後は医学部同窓会地方支部と産推研地方会は、連携をとりながら臨床系や転進組の同窓生にも門戸を開いて産業医活動への導入を円滑化させ、卒業生の内部に広く産業保健活動の意義と魅力を伝えることとなった。

櫻風会については、会員の大部分が看護師であることから、地方支部設立などの動きには至っていないが、櫻風会の内部研究会の扱いとして、「おきゅなすの会(関東)」や「先輩保健師と語る会(九州)」などが立ち上がり、産推研の活動の一端を担う存在として、重要な会員となっている。保健師の社会的役割が重要化している今日の状況を考慮しても、今後は櫻風会と産推研の関係を尚一層強固なものにしていく必要があることが櫻風会会長と産推研会長の間で確認された。

さらに、産業保健を取り巻く諸問題は、産業医大卒業生だけで解決するものでもないことから、学外組織と産推研の関係も良好に保つ必要がある。

②全国大会や地方会の活動目的の明確化

現在の会則では全体の活動目的は謳っているが、全国大会と地方会の活動対象や目的の差異などは不明である。研修・教育や親睦の兼ね合い等については各地方会で背景要因が異なるため、地方会毎のニーズの温度差は著しいことが判明した。多様なニーズが存在する産業保健の専門職集団である産推研は、巨大化したこともあって、全体を常に同一ベクトルで運営するのは困難になっている現実があることが指摘されたため、少なくとも全国大会の実施目的と学外との関係、地方会の存在目的や意義と主たる対象および学外との関係などを整理する必要性が高く、産推研の活動の軸を地方会として独自色を出していく必要があることが指摘された。

一方、全国大会レベルの人数が集まる機会だからこそ可能な企画もあり、人材育成の面からは全国大会の企画などを通じてスキル等が後進に伝達されることも無視できない。そのため、全国大会は企画の独立性という観点からも、地方会が担当する主体になるとしても、現状どおり実行委員会形式として地方会とは独立した組織や会計のほうが望ましい。また、地方会からの強い意見として、地方会によるニーズの差が著しいことから、一律的な地方会運営は効果的でないために、ノウハウは披瀝しあう必要があるが、外部との関係を含めた地方会の活動方針や内容およびルールは各地方会に委ねることが適切であると考えられた。

地方会に関する細則作成については議論が必要とされた。

③産推研として全国横断的に行う研修・教育事業について

H9 委員会の答申により、産推研には研修・教育担当理事が存在し、地方会横断的に研修・教育部会が組織されて、産業医向けの研修・教育事業として日本産業衛生学会専門医取得のための勉強会として産業保健アドバンストセミナー(OHAS)を開催していた。この活動は社会的に認知され、現在はOHASを(財)労働衛生会館が主催するに至り、産推研会員有志は講師や運営に協力している。そのため参加案内と募集が一般よりも早期になされるという恩恵を受けている。

今後ますます産推研会員の持つスキルは全国的に注目されることと思われ、全国規模の研修の企画は今後も何らかの形で継続するべきである。特に教育・研修は産推研の最も重要な命題であり、担当理事をはじめ理事会には産推研地方会横断的な企画も求められる。さらに、現場活動に役立つ調査研究等について、産推研が有するネットワークを活用して、産業医学の発展に貢献することも、多様な業種の産業保健専門職が集う産推研の活動として必要と考えられる。

これら研修・教育事業などの内容と担当理事の職掌分担について議論を要するとされた。

④メンタリング機能の不足

若年産業医や経験の浅い産業医の面倒見と教育・研修は、中堅産業医とは内容も方法も全く異なる。保健師の教育・研修も産業医とは異なる。これらのニーズを吸い上げるために、理事会で認可されたメンタリング試行プログラムが関東委員会から派生して活動した。その結果、若年層に対しては研修や指導よりも気軽に相談できる相手と場の設定が必要であり、あまり年代の離れていない集団にスーパーバイザーが付くという形式が望まれていた。すなわち、会社の内外やコースに捉われずに先輩産業医と顔見知りになり気軽に相談できるしくみが望まれていた。具体的にどのようなチームで、どのようなサポート体制を構築するのかは、地方会によるニーズの差もあるため、各地方会に委ねることが適切であると考えられた。

⑤会員規約など速やかに修正すべき規約の改正

施行細則にも会則変更の規定や入会退会規定がなかったことから、会則変更手続きができない不備を是正するため、理事会における施行細則変更が行われ、平成 17 年の総会で会員に示された。これにより会則変更

への手続き上の不備は解消された。

3. 今後の産推研のあり方について

本委員会において検討した結果、今後の産推研のあり方として、以下の事項を提示する。

①産推研の活動対象と方向性

中間答申以降、サンユー会が解散を表明するなど、周辺環境の変化が見られる。一方で、国が招集した「産業医と産業医大のあり方に関する検討会」での報告書では、今後は一層『産業医間のネットワーク構築』や『産業医と臨床医の連携強化』および『産業医以外の産業保健専門職等との連携強化』が必要とされており、中間答申で示した方向性は特に修正を要さないと考えられる。

さらに、中間答申以後に、産業医科大学では卒業修練の一環として、臨床系を含む常勤の教員医師に一定の産業医経験を求めたことから、進路指導部が産推研とのネットワークを求めていることが同窓会誌において明らかにされた。すなわち医学部卒業生に関していえば、これまでの産業生態科学研究所を中心とする産業保健研修コース(Aコース)や産業医実務研修センターを中心とする産業医修練コースⅠ(Bコース)のみならず、医学部臨床医局や大学外在籍者を中心とする産業医修練コースⅡ(Cコース)も含めたネットワークを構築することが期待されている。したがって、中間答申で示されたように、今後の産推研は大学当局および医学部同窓会や擲風会との連携をますます強化していくことが望まれる。

学外組織と産推研の関係については、産推研の基本的立場(会則第3条「本会は、会員相互の医学的知識の向上及び親睦を図るとともに、産業医学に関する進歩発展並びにその普及に寄与することを目的とする。」)を確立するために必要な連携を取ることは望ましいことと考えられる。これら学外組織との連携については、地方によるニーズの差もあることから、主として地方会の活動方針に委ねることが適切であると考えられる。

②全国大会や地方会の活動目的の明確化

全国大会については今後も継続し、原則として産業保健に係わる卒業生全体の親睦を主目的とし副次的に実行委員会が企画する研修的内容を取り込むことが望ましい。これは現在の全国大会の運営方針が事実上この方向にシフトしている現状と併せると妥当な方針であると考えられる。

一方、地方会活動においては、臨床系卒業生と産業保健活動に係わる卒業生の連携の主体として、あるいは産業医や保健師等の経験が浅い卒業生に対するメンタリングの担い手として、さらに産業医と保健師等の連携強化の担い手として、様々な役割が期待される。すなわち教育・研修の主体は地方会であるということが出来る。今後は医学部同窓会地方支部や擲風会の研究会等との連携を基本とし、前述の学外組織との関係も含めて、産推研活動の基軸を担うのが地方会であると言える。地方会の活動方針や内容およびルールは各地方会に委ねることが適切であるが、会則には地方会に関する記載が少ないため、最大公約数的に地方会細則を設定すべきである。

③産推研として全国横断的に行う研修・教育事業および研究協力

今後の産推研は教育・研修機能を主として地方会に委ねることとすると、本部には地方会横断的な企画が求められる。まずは、2週間程度の海外産業保健研修や国内での産業保健活動視察等の企画、保健師向けの労働衛生コンサルタントを目指す勉強会などを検討することが考えられる。そのために担当理事は産推研会員に対するニーズ調査を行うべきである。この際、必要に応じて各地方会からの協力を得るなど地方会ニーズの汲

み上げにも努めるべきである。

また、前述の「産業医と産業医大のあり方に関する検討会」での報告書では、『産業医科大学の特性は、卒業生が多様な産業において展開していることで、疫学研究のネットワークを作る必要条件を備えている。個人情報、企業情報の取扱いに注意を払いつつ、産業医科大学には、このような特長を活かして、研究の推進が期待される。また同時に、卒業生のネットワークを利用して、産業現場で解決を迫られている必要な研究テーマを集め、ニーズに基づく研究を進めることが可能である。』と指摘している。これらの研究に協力することは、産推研の基本的立場にも合致し、①で示した産推研の活動の方向性とも合致することから、可能な範囲で積極的に対応すべきである。

④世代毎の集まりに対する助成

大きな枠でのメンタリング機能を担保するためと、卒業後の経過年数による研修等のニーズの違いに対応するため、職種や世代による内部研究班に対する助成を強化すべきである。若年産業医や経験の浅い産業医については地方会を主体とすることが望ましく、ベテラン層については人数の関係から地方会横断的なものが望ましい。例として、世代の分け方の案を【表 1】に示す。

⑤産推研の今後の組織について

現状の組織図を【図 1】に示し、これまでの議論を踏まえて得られた、本答申による本部の組織図と理事会役員の構成の案を【図 2】に示す。それぞれの役員における職掌範囲と望ましい役員の世代の目安について【表 2】に示す。

4. 速やかに行動すべき事項(理事会への要請事項)

産推研初期は総会を産業衛生学会と重ねていたが、現在は秋の全国大会に合わせて総会が行われるため、現状を考慮して事業計画や予算の関係から、事業・会計年度を10月から9月末日までとすべきである。これは規約の改正を必要とする。

産推研総会で組織案と役員の職掌が承認された後に、最初に行われる選挙で役員が選任され総会で承認を得る必要がある。したがって、選挙の時期は総会の直前であるべきである。すなわち現在の役員は平成21年9月末日までの任期を必要とする。これは一時的に当該時点の役員の任期を臨時に延長する必要があり、総会の承認を必要とする。

地方会細則についても本部役員会の承認を得て総会での承認が必要である。

名古屋での産推研全国大会の遂行により、中部地方会の設立が可能となった。ことから細則による新地方会の設立が望まれ、これは総会での承認を必要とする。

産業医学推進研究会のあり方に関する検討委員会委員(50音順)

【中間答申まで】

上田 伸治(医7)、江寄 高史(医7)、加藤 憲忠(医13)、亀田 高志(医8)、菊地 央(医11)、北原 佳代(医12)、小島 玲子(医17)、小林 祐一(医10)、坂田 晃一(医8)、佐藤 裕司(医12)、座間 聡子(医17)、椎葉 倫代(専5)、辻 さと子(専16)、八谷 百合子(専1)、堀野 研二(医7)、宮本 俊明(医7;主査)、山瀧 一(東医15)

【中間答申後～最終答申まで】

江口 尚(医 18), 加藤 憲忠(医 13), 河津 雄一郎(医 15), 菊地 央(医 11), 北原 佳代(医 12), 小島 玲子(医 17), 小林 祐一(医 10), 坂田 晃一(医 8), 座間 聡子(医 17), 椎葉 倫代(専 5), 辻 さと子(専 16), 中谷 敦(医 10;オブザーバー), 八谷 百合子(専 1), 原 善子(専 16), 堀野 研二(医 7), 宮本 俊明(医 7;主査), 山崎 明(医 13;オブザーバー), 山瀧 一(医 15)

注:図表の掲載は省略。**【表 1】**および**【表 2】**の内容については「**施行細則 3**」を参照。